

東白川村地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東白川村(以下「村」という。)が発注する建設工事を受注し、施工している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者(以下「受注者」という。))の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度(以下「本制度」という。)を利用する場合における、東白川村建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の工事対象)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、村が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 次のアからウまでに掲げる工事を除く債務負担行為又は歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為又は繰越し工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (3) 村が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって村が不適当と認める特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項に規定する検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第54条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、受注者は遅滞なく債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高(第2条第2号アにあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書(様式第1号。以下「工事履行報告書」という。)の受領をもって足りるものとする。

(承諾権限)

第5条 受注者が債権譲渡を行うに当たっては、約款第5条第1項ただし書に規定する村長の承諾を得るものとする。

(債権譲渡先)

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有するこ

と等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として
適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の
円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 債権譲渡の承諾の申請をしようとする受注者は、次に掲げる書類を村
長へ提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 1通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書(様式第3号)の写し
1通
- (3) 工事履行報告書 1通
- (4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等
の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書
1通

(債権譲渡の承諾の手続)

第8条 村長は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受領後速
やかに債権譲渡に係る承諾の手続を行うものとする。

- 2 村長は、債権譲渡整理簿(様式第4号)により債権譲渡の申請及び承諾状況の
管理を行うものとする。
- 3 村長は、債権譲渡を承諾した場合、債権譲渡承諾書(様式第5号)2通を受注者
に交付するものとする。

(支払計画等の提出)

第9条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、当該工事に関する融資
申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る
借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、
債権譲渡先において確認するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第10条 村長は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しな

い場合又は第7条に規定する提出書類の確認により承諾することが不適当と認められる場合には、承諾しないものとする。

- 2 前項の場合において、村長は、速やかに承諾しない旨及びその理由を当該受注者に連絡するものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第11条 債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、村長の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第12条 本制度における公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資実行の報告)

第13条 受注者及び債権譲渡先は、村長による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに村長に融資実行報告書(様式第6号)を提出するものとする。

- 2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、前条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに村長に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

- 3 村長は、融資実行報告書を受理した場合は、速やかに振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続を行うものとする。

(債権譲渡後の前払金等の取扱い)

第14条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について受注者及び債権譲渡先は約款第35条第1項に規定する前払金、同条第4項に規定する中間前払金及び第38条に規定する部分払の請求はできないものとする。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第15条 債権譲渡先は、確定した工事請負代金債権金額の請求に当たり、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。この場合において、債権譲渡先は、約款第32条第2項又は第54条第1項に規定する検査に合格し、引渡しを行った場合に限り債権金額を請求できるものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第7号)

(2) 発行日から3か月以内の債権譲渡先の印鑑証明書(ただし、書類の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に村長に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。)

(留意事項)

第16条 村長は、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

工事履行報告書

工事番号			
工 事 名			
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
日 付	年 月 日(月分)		
月 日	予定工程% ()は変更後	実施工程%	備 考
(記載欄)			

(備考)必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第2号(第7条関係)

債権譲渡承認依頼書

年 月 日

東白川村長 様

受注者
(譲渡人) 住所

氏名
債権譲渡先
(譲受人) 住所

印

氏名

印

受注者(以下「甲」という。)が債権譲渡先(以下「乙」という。)との間で締結した
年 月 日付の債権譲渡契約証書に基づき、甲が有する下記の工事請負代金債
権を譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう
ご依頼申し上げます。

乙は、東白川村地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領に従い、本債権譲渡を担
保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事
業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款に定められた契約不適合責任は甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は前金払、中間前金払及び部分払は、当該債権譲渡承諾後は請求いたしませ
ん。

記

工事番号・工事名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約変更があった場合は、変更後の期限
請 負 代 金 額(ア)	金 円 契約変更があった場合は、変更後の金額
支払済の前払金額(イ)	金 円
支払済の中間前払金額及び部 分払金額	金 円
債 権 譲 渡 額 ((ア)-(イ)-(ウ))	金 円(年 月 日現在見込額) 契約変更があった場合は、変更後の金額

様式第3号(第7条関係)

債権譲渡契約証書

債権譲渡人 (以下「甲」という。)と債権譲受人
(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債券譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と東白川村(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を
年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

工事番号・工事名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約変更があった場合は、変更後の期限
請 負 代 金 額(ア)	金 円 契約変更があった場合は、変更後の金額
既 受 領 金 額(イ)	金 円
債 権 譲 渡 額 ((ア)-(イ))	金 円(年 月 日現在見込額) 契約変更があった場合は、変更後の金額

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款に定められた検査に合格し引き渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款に定められた出来高部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来高部分に相応する受け請負代金額から前払金額、中間払金額、部分払金額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項の請負代金額及び債権譲渡額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生ずる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の余剰金の支払を受ける債権について、他の第三者への譲渡その他乙から甲への支払及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払保証事業を営む会社(以下「保証事業会社」という。)から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下「乙の貸金債権」という。)を担保するため及び保証事業会社が甲から委託を受け締結する公共工事金金融保証契約(以下「金融保証契約」という。)に基

づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権(以下「保証事業会社の債権」という。)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額(以下「残余金」という。)について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、次の各項に掲げる場合において当該各項の規定により行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む。)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約に係る借入金(利息及び損害金を含む。)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から前項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に次に掲げる事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立がなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件請負工事契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるときは、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保証若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合に必要となる費用については、甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

(説明要求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第13条 甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ解除することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住所
氏名

印

債権譲受人(乙) 住所
氏名

印

債権譲渡承諾書

[譲渡人（甲）]

様

[譲受人（乙）]

様

年 月 日付け提出の（工事番号及び工事名） 工事に係る債権譲渡承諾依頼書による工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第 4 5 条に規定する契約不適合責任に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。また、甲及び乙は、前払金及び部分払金を本承諾以降は請求することができないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款に定められた出来高部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書の請負代金額及び債権譲渡額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 3 甲が、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証をうけた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任をもって行うこととし、発注者は関与しないこと。

東白川村長 印

確定日付印欄	承認番号

東白川村長 様

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名 印

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

[譲渡債権の表示]

工事番号・工事名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約変更があった場合は、変更後の期限
請 負 代 金 額（ア）	金 円 契約変更があった場合は、変更後の金額
支払済の前払金額（イ）	金 円
支払済の中間前払金額及び部分払金額（ウ）	金 円
債 権 譲 渡 額 （（ア）－（イ）－（ウ））	金 円（ 年 月 日現在見込額） 契約変更があった場合は、変更後の金額

[承諾番号]

工事請負代金請求書

年 月 日

東白川村長 様

（権譲受人）住所

氏名 印

電話

年 月 日付債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額 金 円
ただし、 工事の代金として
（内訳）

請負代金額	金	円
前払金受領済額	金	円
中間前払受領済額 及び部分払金受領済額	金	円
履行遅滞の場合における 損害金等	金	円
今回請求金額	金	円

2 承認番号

3 支払口座

金融機関名	農協・銀行 本店・支店 信用金庫 出張所		
預金の種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

本工事は、 年 月 日 完了検査済であることを証する。
年 月 日 東白川村 課 課長 印